

精神障害者医療費給付に関する重要なお知らせ

通院分の医療費の給付については、  
令和9年3月診療分をもって終了します。

本市では、精神障害者医療費給付事業として、昭和50年から精神障がいの治療のために入院・通院した際の自己負担分の医療費を全額給付し、経済的援護を行ってきました。

その後、精神障がい者の支援については、平成7年に精神障害者保健福祉手帳の制度が創設されたほか、平成25年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の施行により、障害福祉サービスの充実が図られ、個々の状況に応じた様々なサービスを受けられるようになってきています。

このような状況を踏まえ、これまでの現金給付から、社会の変化に対応したサービスへの転換を図っていくため、通院分（調剤費を含む）の医療費の給付については、令和9年3月診療分をもって終了することとなりました。

なお、入院分の医療費については、健康保険が適用となる医療費のほか食事等の自己負担があり、自己負担額が高額となることから、令和9年4月診療分以降も給付を継続します。

○令和9年4月診療分からの給付対象者

君津市の住民基本台帳に1年以上登録されていて、精神障がいにより医療機関に入院している方

（所得制限等により制度の対象とならない場合があります。）

※通院分（調剤費を含む）の医療費の給付やその他規定（医療機関における証明手数料1件100円の助成等）については、令和9年3月診療分をもって終了します。

### ○令和9年3月診療分までの医療費給付について

令和9年3月診療分までの通院・入院分の医療費については、給付の対象となりますので、申請書に領収書（原本）と通院ノート（通院している方）を添えて申請してください。医療費給付の申請期限は診療月から2年以内です。

なお、現時点で精神障害者医療費給付制度を利用せず、今後も利用しない方は、資格喪失届の提出が必要となりますのでお申し出ください。

### ○令和9年4月診療分以降の医療費給付について

入院分の医療費のみ給付の対象となります。

なお、制度の見直しにより、令和9年3月31日付けで資格喪失とし、令和9年4月以降の入院分の給付を受ける場合は、改めて資格認定の申請をしていただく予定です。

手続きについては、令和9年1月下旬頃にご案内します。

### ○関連事業のご案内（すでに申請されている方を含みます。）

#### ・自立支援医療（精神通院）制度

精神による疾患で、通院医療が継続的に必要な方の医療費（調剤費を含む）の自己負担の一部を公費で負担する制度です。

受給者証に記載された指定医療機関での自己負担が、原則として1割となります。

また、所得や疾病の状態に応じて、ひと月あたりの負担上限額が設けられます。

#### ・精神障害者保健福祉手帳

精神疾患があり、長期（6か月以上）にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に精神障害者保健福祉手帳を交付します。

精神障害者保健福祉手帳によって、各種の優遇措置（公共交通機関の割引や税金の控除等）や社会復帰、自立及び社会参加促進のための福祉サービスを利用することができます。

また、精神障がいの状態により障害年金を受給できる場合があります。

問合せ 君津市福祉部障がい福祉課 給付係 電話 0439-56-1148
---